

平成29年10月1日

お取引先各位

千葉県鎌ヶ谷市鎌ヶ谷8-1-33
株式会社 丸幸
代表取締役 渡邊 均

水銀使用製品産業廃棄物への対応についてのお知らせ

拝啓 貴社ますますご繁栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のお引き立てをいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、この度、水銀使用製品産業廃棄物の取り扱いを定めた「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」施行規則の一部を改正する省令（平成29年環境省令10号）が平成29年6月9日に交付され、平成29年10月1日から施行されました。

これに伴い、契約内容等の見直しや産業廃棄物管理票（マニフェスト）の記載方法、運搬方法等々、変更をさせていただくことがございますので、ご理解、ご協力を賜れましたら幸いです。

敬具

[対象となる廃棄物]

- ①水銀使用製品産業廃棄物（廃蛍光管等）
- ②乾電池、ボタン電池等
- ③その他水銀が使用されている恐れがある製品

※対象となる廃棄物に関しましては、他の廃棄物と混同しないよう、分別のご協力をお願い致します。

又、今回の改正で排出事業者様側での水銀使用製品産業廃棄物の保管方法についても、適切な処置をとる必要がございます。

詳しくは、環境省ホームページ「水銀廃棄物ガイドライン」をご参照ください。

<http://www.env.go.jp/recycle/waste/mercury-disposal/>

ご不明な点等、ございましたら下記連絡先（営業部）までお申し付け下さい。

エコ・ファクトリー神々廻の森 047-492-4899

営業本部柏オフィス 04-7137-9551